



最大
60
万円

新婚生活を応援します！

※申請前に必ず事前相談をしてください。

メールでのご相談も可能です。下記二次元コードを読み込むと、メール作成画面にリンクします。

♡ 申請期間

令和7年6月2日から令和8年3月31日まで



♡ 対象となる新婚世帯

次の条件をすべて満たす新婚世帯です

婚姻

- ・ 令和7年1月1日以降に婚姻した夫婦
- ・ 夫婦ともに婚姻日の年齢が満39歳以下

所得

- ・ 夫婦の合計所得が500万円未満（奨学金の返済額を控除可）

住居

- ・ 夫婦の少なくとも一方が大仙市に住所があること
- ・ 上記の住所が、申請する住宅の所在地であること

その他

- ・ 補助金の交付を受けてから2年以上、大仙市に生活の拠点を置く意思があること
- ・ 公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと（他の市町村含む）
- ・ 夫婦ともに市税の滞納がないこと

♡ 補助金の額

- ・ 婚姻日において、夫婦ともに29歳以下の新婚世帯 …… 上限**60**万円
- ・ 婚姻日において、夫婦の一方、または両者の年齢が30歳以上39歳以下の新婚世帯 …… 上限**30**万円

♡ 対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用であること

	対象となるもの	対象とならないもの
取得費用	住宅（新築、中古住宅）の取得費用	土地の取得費用
賃貸費用	家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場費用、勤務先の住宅手当支給分
リフォーム費用	修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用	倉庫・車庫・外構などの工事費用、家電の購入・設置費用
引越費用	引越業者や運送業者に支払った費用	自家用車による引越費用、レンタカー、謝礼



※前年度中に補助金申請を行い、交付決定を受けている場合に限り、補助上限額との差額を次年度に申請することが可能です。

申請・お問い合わせ先

大仙市こども未来部子育て支援課

☎0187-63-1111

申請方法や申請の流れなどの詳細は、市のホームページでご確認ください。

